

196-参-国土交通委員会-3号 平成30年3月23日

○竹内真二君 是非、二路線の整備、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、交通対策について伺います。

東京のオリンピック・パラリンピック大会の開催中は、まず大前提として、東京を始め神奈川県、埼玉県、千葉県などの都市部における経済活動を可能な限り維持しつつも、競技ゾーン周辺の一般交通や住民生活に与える影響、これも最小限に抑えるよう御配慮いただきたいと思っております。

その上で、昨年八月に社会資本整備審議会道路分科会で、道路・交通イノベーションと題する建議を取りまとめました。この建議では、東京オリパラは交通政策の導入に向けての重要な契機であると、自動車の利用者が協力し合って交通量の抑制、調整を図り渋滞を緩和させる交通需要管理、TDMの実施も明記しております。そして、さらに競技ゾーン内の道路、地域や時間帯を決めて自動車利用者に対して課金するロードプライシングという考え方も打ち出しております。

二〇一二年に行われたロンドン五輪でも、かなり早い段階から交通量の抑制に取り組み、韓国で先月行われました平昌冬季五輪でも、公共交通機関の利用を促すために、自家用車の使用を奇数日は奇数ナンバーに、偶数日は偶数ナンバーに限定して交通量の抑制を図ったと聞いております。

今、東京オリンピック・パラリンピックにおいては、円滑な大会輸送を実現するため、大会開催のための交通と一般の交通を分け、平時とは異なる交通施策が必要と考えますが、そのためにも、例えばピークロードプライシングの導入など渋滞対策を検討しているのであれば国民や訪日予定の方々になるべく早く周知、広報すべきと思いますが、今後どう具体化していくのか、お伺いします。

○政府参考人（石川雄一君） お答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会時には、大会開催に伴う大会関係者や観客の安全で円滑な輸送と都市活動の安定の両立を図ることが重要でございます。このため、東京都と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が設置をいたしました学識経験者などで構成される輸送の検討の場や、行政機関などで構成されます輸送の調整の場におきまして、大会の輸送方針の策定等に向けて検討、調整が進められております。今年一月十日には、学識経験者が中心となりまして、大会時の交通マネジメントについての提言が取りまとめられたところでございます。

この提言におきましては、まず、道路交通の実施目標といたしまして、平日の交通量を一五%程度削減した休日並みの良好な交通環境の実現を目指す。このため、全体の一〇%程度の交通量抑制に加えまして、部分的に更なる分散、抑制を図ると。

二点目といたしまして、道路の交通マネジメントといたしまして、交通需要の抑制、分散、平準化を行う交通需要マネジメント、TDM、道路状況に応じた運用管理を行う交通システムマネジメント、TSMに取り組む。

三点目といたしまして、TDMといたしましては、混雑箇所を通る交通の特性に応じた呼びかけを行う。また、実効性を確保するため、試行段階から企業主や荷主などに勤務時間や配達方法の変更などを直接働きかけ、その展開を図る。

四点目といたしまして、大会時における交通状況や取るべき対策など、早期に的確な情報提供に努め、関係者、市民、行政が一体となる機運を醸成する。

このようなことが示されたところでございます。

現時点におきましては、委員御指摘のロードプライシングではなく、企業や市民による自発的な交通行動の見直しを中心とした交通需要抑制等の取組が検討されているところでございまして、これにつきまして今年の夏に試行することが予定されております。

まずはこの試行結果を確認する必要がございますが、いずれにいたしましても、大会開催時の安全で円滑な輸送が実現できますよう、国土交通省といたしましても組織委員会等に協力をまいります。



たが、局長、それでよろしいですか。

○政府参考人(徳山日出男君) 大臣が御答弁申し上げたことを私に確認をされてもなかなかでござりますけれども、大臣申し上げましたとおり、これは大きな考え方がまた違う世界だと思います。

有料道路として償還のための料金ではなくて、今度は一般道路も含めてエリア全体として、例えばロンドンやシンガポールは課金をすることで流入を制御するというケースもございますし、あるいは料金ではない方法で、ナンバープレートの偶数、奇数とか、三人以上乗つていなければ入れないとか、料金以外の規制もございます。

いずれにしても、大臣申し上げましたのは、エリヤの中の全体としての何らかの流入規制というものは諸外国もやっておつて、そういうものを検討しなければならないだうということであつたううと思います。

○金子洋一君 ありがとうございます。

私も、料金の徴収を続けるということが何も絶対に駄目だと申し上げてお考えをいただけばいろいろなケースに応じてお考えをいただけばいいのだうと思つております。

料金政策について統てお尋ねをいたしますけれども、ETC搭載の普通車に対する割引というものが四月以降かなり減つて、利用者負担が増えておりますけれども、これはそこに充てられる補正予算の予算計上額が一年限りで六百二十億円ということです。まさに大臣おつしやいましたように、こうした道路の渋滞に今後力を入れていくべきだうと思うんですが、いかがございましょうか。

○政府参考人(徳山日出男君) お答え申し上げます。

高速道路料金につきまして、この四月から改定をいたしました。これは平成二十年十月から緊急経済対策として平日の三割引き、休日の五割引き

などの割引を実施してきたわけでございますけれども、昨年度末をもつてこの緊急経済対策による

料金割引の財源が終了いたしましたために、やむを得ず料金割引を縮小すると、こういうことだつたわけでございます。この縮小の影響を緩和するために、その他の割引についても例外なく見直す、あるいは会社の経営努力もお願いをして、さらに激変緩和措置として平成二十五年度の補正予算に六百二十億円を計上したわけでございます。

先生おつしやるとおり、いろいろな交通の変化、この実施目的を明確にして料金割引は行うべきものであらうと思っておりまして、本年四月から料金につきまして、観光振興や物流対策など実施目的を明確にし、また高速公路利用の多い車に配慮するように再編をいたしたところでございます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

先ほどの大臣の御答弁の中にもありましたけれども、都市の渋滞緩和で料金だけじゃないんだといふこと、一般国道も含めてネットワークをつくっていくという御趣旨と受け止めさせていただいているのですが、私は神奈川県ですけれども、私の地元には国道十六号線の保土ヶ谷バイパスという

ことがあります。まさに大臣おつしやいましたように、こうした道路の渋滞に今後力を入れていくべきだうと思うんですが、いかがございましょうか。

○副大臣(野上浩太郎君) 国土交通省におきましては、渋滞によって全国で年間約五十億人時間の損失が出ていると推計をしておりまして、渋滞対策は国として取り組るべき大きな課題だと考えております。

御指摘のありました国道十六号保土ヶ谷バイパスは、これは横浜市を中心部と東名高速道路を連絡する主要な幹線道路でありまして、東名高速道路や国道二百四十六号との交差部を中心に渋滞が発生をしております。

このため、保土ヶ谷バイパスにおきましては、これまで一部八車線化を含む全線六車線化などの対策によりまして渋滞の緩和に努めてきたところであります。現在は、広域的な道路のネットワーク強化いたしまして、東名高速道路と横浜市中心部を結ぶ首都高速横浜環状北線それから北西線、また圏央道などの整備を進めるとともに、ボトルネック対策いたしまして、保土ヶ谷バイパスの国道二百四十六号との交差部の立体化を進めているところであります。

今後とも、国として保土ヶ谷バイパスを始めとする全国の渋滞対策についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○金子洋一君 是非とも、保土ヶ谷バイパスじゃありません、そういう渋滞するところについてはしっかりとお願いをしたいと思います。

最後の質問になると思いますが、財務省にこれ

はお尋ねをさせていただきますが、こういった道

路の建設などに使われております道路特定財源

のときにはずっと前に、これは自民党さんの政権

がおりまして、これは平日昼間の十二時間の交

通量で申しますと十万四千八百四十六台というこ

とで、一般道路上、日本一の交通量だということ

であります。まさに大臣おつしやいましたよう

に、こうした道路の渋滞に今後力を入れていくべきだうと思うんですが、いかがございましょうか。

○副大臣(野上浩太郎君) 國土交通省におきまし

ては、渋滞によって全国で年間約五十億人時間の

損失が出ていると推計をしておりまして、渋滞対

策は国として取り組るべき大きな課題だと考へ

ていただければ自動車ユーチャーとしては有り難い

ことです。いかがございましょうか。

○大臣政務官(山本博司君) 御指摘のございまし

た税目のうちで、國税に關係があります自動車重

量税、また揮発油税につきまして答弁をさせてい

ただきたいと思います。

まず、自動車重量税でござりますけれども、車

体課税につきましては、税制抜本改革法の第七条

におきまして安定的な財源を確保した上で見直し

を行ふとされております。この意味で、財源を考

慮することなく、減税をするということは、この法

律の考え方と整合的でないというふうに考えてお

る次第でございます。また、この同税につきましては、道路の損壊とか道路の整備などの原因者負担とか、また受益者の負担としての性格を有しておりますので、今後、こうした道路などの老朽化対策に多額の財源が必要となる中で、維持をしていく方針でございます。

次に、揮発油税でござりますけれども、やはり

國、地方の極めて厳しい財政状況や地球温暖化対策の必要性を踏まえれば、その税率の水準は引き下げるべきではないと考えておる次第でございます。

実際、約一兆三千億円の減収ということになりますので、そういう面がございます。

その点、民主党政権の下でこの税率水準の引下げが検討された際も、やはり同様な理由で維持されれたものと承知をしている次第でございます。

○委員長(藤本祐司君) 金子洋一君、時間が来て

いますので、まとめてください。

○金子洋一君 はい。

自動車ユーチャー側から見ますと、諸外国と比較をして車体課税というのは、例えば大陸のヨーロッパの三倍ぐらいある、あるいはアメリカの二十倍とか三十倍とかあるというところがございまして、時間がなくなつてしまいましてけれども、是非ともそういう点に御配慮をいただきたいと思います。

以上でございました。ありがとうございました。日本維新の会・結いの党的室井でございます。

早速質問いたしますが、高速道路のアクセス道路の交通渋滞についてお伺いをしたいと思います。

スマートインターチェンジの設置により高速道路本線への乗り降りが格段に便利になつたと、こ

ういう高速道路への物流、人流の拡大は無論地域の経済活性につながつていくと、このように感じて、思つております。また、交通渋滞の、これも

担を求めるということはなかなか容易には理解が得られないのではないかと考えております。

今回、更新費用を検討するに当たりましては、今から三年前の平成二十三年四月以来、審議会等で負担の在り方を御審議いたゞくとともに、高速道路会社において更新計画についての検討を重ね、更新の必要な箇所やその対処方法について吟味を重ねてきました、そして今回この法案を提出させていただいたということでございます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

この点、何回申し上げても同じような御答弁にしかならないとは思いますが、今後はきちんと十分お気を付けていただきたいと思います。

さて、ちょっとお尋ねする案件を変えてまいりますけれども、休日上限千円の料金についてでございます。

これは先日の代表質問のときにも大臣にお尋ねを申し上げましたけれども、これはやはりかなりいろんなひずみがあつたんじゃないかと思います。観光の振興というようなメリットはもちろんあつたと思いますけれども、同時に、トラックあるいは高速バスといったような利用者にはかなり大きな負担を掛けたんじゃないかというふうに思つております。また同時に、並走する鉄道とかあるいはフェリー、そうしたほかの公共交通機関にも随分と影響があつたのではないかと思いますが、この点についてどうお考えになつていてか、評価をなさつているのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(徳山日出男君) お尋ねの休日上限千円につきましては、平成二十三年十二月の高速道路のあり方検討有識者委員会中間取りまとめにおいて総括をされております。中身については先ほど大臣からも広田先生の御質問に御答弁申し上げましたので繰り返しませんが、一定の有効性は確認されたものの幾つかの課題があつたと、こういふことだつたと思います。

特に、お尋ねの他の交通機関への影響でござりますけれども、休日上限千円によりまして高速道

路の長距離利用を促進をいたしましたために、例えれば高速バスやフェリーにつきまして施策導入前と施策導入後を比較いたしますと、休日の利用者の減少率が平日よりも大きい。数字を申し上げますと、高速バスの場合は、平日四%減であつたものが休日は八%減、フェリーの旅客を見ますと、平日は一六%減であつたものが休日は一九%減と

いうことで、休日の利用者数の減少率の方が大きくなつております。この結果、私どもとしては、有識者委員会ともいろいろ御検討いただきまして、こうした他の交通機関には影響を与えた可能性があると認識をいたしております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

やはり他の交通機関に大きな影響が出たであろうことは、これはしっかりと認識をしていただかなきやならないと思います。

また同時に、高速道路自体の甚だしい渋滞といふのもこれは大きな問題だつただらうと思うのですが、こういった料金政策を取ることによって渋滞をむしろ助長をしてしまうというようなことに

なつてしまふ、こういう政策を取ることについてはやはり私は望ましくないと思うんですが、この点いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(徳山日出男君) 休日上限千円の料金施設におきましては、地域活性化などの面から一定の有効性が確認された一方、全国一律的に行いましたものですから、激しい渋滞が発生するという課題がございました。

具体的には、全国的に毎週ゴールデンウイーク並みの渋滞が発生をいたしまして、特に東名高速、名神高速では通常の三倍の渋滞が発生しておらず、この点におきましては交通政策として課題があつたと私どもとしても認識をいたしております。

そこで、料金の徴収期間が終わつてから、首都高も阪高も、そしてNECCOについてもこれは

無料開放するということになるわけですね。となりますと、特に首都高や阪高あるいは東名高速などで申しますと、私は神奈川ですけれども、東名厚木からずっと東京寄りというのは非常に渋滞をすると思うんですが、渋滞するんじやないでしようか。

○政府参考人(徳山日出男君) 現在、私どもの料金の案では、一定期間の料金徴収期間が過ぎますと、都市部等では渋滞が懸念されるものをどうするかということにつきましては諸外国でもいろいろ悩んでおりまして、例えば都市部の渋滞対策としてロードプライシングあるいは流入規制などを行

いまして都心部への車の流入を調整する取組が実施されております。無料開放後の渋滞対策につきましては、こうした諸外国の取組も参考にしつつ、無料開放時点での交通の状況を踏まえ、適切に措置することになると考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

要するに、そのままありますと無料開放した場合には渋滞をするだらうという受け止めでよろしくのだろうと思いまが、ただ、代表質問でお尋ねをしたときにも、ただいまの局長の御答弁に

して十五年をこの更新に充てる、そして無料化するということなんですが、都市自体の運営といふものと交通ということをどうするかということについては、これから幅広く検討していくかなくてはならない問題だというふうに思つてゐるところです。

○金子洋一君 済みません、ちょっと分かりにくいでございます。

料金ということについては、四十五年償還、そして十五年をこの更新に充てる、そして無料化するということなんですが、都市自体の運営といふものと交通ということをどうするかということについては、これから幅広く検討していくかなくてはならない問題だというふうに思つてゐるところです。

○金子洋一君 済みません、ちょっと分かりにくいために、このロードプライシングといふのは、このロードというのは道という意味では

なくして、ピーカロードプライシングつまり負荷が、ピーカーの負荷が掛かつたところには余計価格を乗つけると、通行料金を乗つけるという意味で

なくして、ピーカロードプライシングつまり負荷

が、ピーカーの負荷が掛かつたところには余計価格を乗つけると、通行料金を乗つけるという意味で

なくして、ピーカロードプライシングつまり負荷

が、ピーカーの負荷が掛かつたところには余計価格を乗つけると、通行料金を乗つけるという意味で

なくして、ピーカロードプライシングつまり負荷

が、ピーカーの負荷が掛かつたところには余計価格を乗つけると、通行料金を乗つけるという意味で

なくして、ピーカロードプライシングつまり負荷

あるいは道路がどのようにそのきになつてゐるか、人口とかそうしたこと�이どういう形になつてゐるのかということで、例えばロンドンとか、あるいはまた、私も先日行つてまいりましたが、シンガポール等では、そこで流入するということについての規制を行つたり、都心部の街路のネットワークの機能強化ということでこれを対応するとか、いろんな形が取られているということになります。そういう意味ではロードプライシングと

か、いろんな形が取られているということになります。そのときに勘案をして、どのように渋滞を解消し、都市機能がスムーズに展開されるということを考えるかということだと思います。

○国務大臣(太田昭宏君) むしろ、高速道路を無料化したということの後に、都市全体のそこに流入するということを、高速道路と言われたものに限らず、どのような規制をしていくかという判断

をすることはあり得べしだというふうに受け止めているわけなんでしょうね。

○金子洋一君 ありがとうございます。

○国務大臣(太田昭宏君) むしろ、高速道路を無料化したということの後に、都市全体のそこに流入するということを、高速道路と言われたものに

限らず、どのような規制をしていくかという判断

をすることはあり得べしだというふうに受け止めているわけなんでしょうね。

○金子洋一君 ありがとうございます。

料金の徴収の継続というのもあります。

実質的には料金の徴収の継続というのもありますけれども、受け止めさせていただきます。